

「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成30年度）（案）」
に対する意見提出者
計11者

（意見提出順、敬称略）

	意見提出者	代表者氏名等	
1	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	井上 福造
2	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	小林 充佳
3	一般社団法人テレコムサービス協会	会長	鈴木 幸一
4	UQコミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	野坂 章雄
5	株式会社NTTドコモ	代表取締役社長	吉澤 和弘
6	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	澤田 純
7	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	荒木 誠
8	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 執行役員 兼CEO	宮内 謙
9	株式会社ジュピターテレコム	代表取締役社長	井村 公彦
10	楽天株式会社	会長兼代表取締役社長	三木谷 浩史
11	KDDI株式会社	代表取締役社長	高橋 誠

**「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成30年度）（案）」
に対して寄せられた御意見及び総務省の考え方**

0. 総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 ダイナミックに変化する市場実態をよりの確に捉えるため、電気通信市場を細分化した分析を行うのではなく、情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した上で、利用者の視点に重点を置きつつ、客観的・中立的な視点でイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出をより一層促進していく観点から、必要な課題解決等に繋げていくための分析・検証を実施してほしい。また、過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮してほしい。総務省においても、経済成長の実現に向けて政策面等の後支えをしてほしい。</p>	<p>考え方0-1</p>	
<p>今回の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成30年度）（案）」においては、市場検証の重点事項として、昨年度から継続の「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」及び「消費者保護ルールに関する取組状況」に加え、新たに「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」を掲げ、公正競争の促進と利用者利便の確保の観点から、市場を分析・検証することとされています。</p> <p>「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」においては、昨年度と同様、光回線の卸売サービスを活用したFTTHアクセスサービスやMVNOをはじめとする移動系通信における競争状況等を引き続き分析・検証することとされていますが、昨年度の年次レポート案への当社意見としても申し上げたとおり、固定や移動といった従来型の細分化された市場、さらには固定市場における「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」といった提供手段に着目した分析・検証では、多面的・多層的な情報通信市場を的確に捉えて評価することはできないため、情報通信市場における海外OTTプレイヤーの影響が増す中、ネットワークプレイヤーの競争ばかりに着目した旧来型の分析・検証の枠組みにいつまでも縛られ続けるのではなく、ダイナミックに変化する情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した分析・検証が必要であると考えます。</p> <p>こうした点については、今年度より重点事項とされた「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」の分析・検証に当たっても同様であり、移動系通信市場だけに閉じることなく、ダイナミックに変化する情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した上で分析・検証していただきたいと考えます。なお、NTTドコモにおいては、国内外の様々なプレイヤーとMVNOの仕組みを活用した多様な連携を積極的に進めることで、NTTドコモのみでは実現困難なIoT分野等の新たな市場を開拓し、遠隔監視やロボット等の領域における多様なプレイヤーとの連携による新サービスの創出等に積極的に努めているところであり、今後も様々なプレイヤーと共に、利用者が新たな価値や多</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート（案）」（以下「平成29年度レポート案」といいます。）に記載のとおり、平成29年度における電気通信市場の分析・検証を行うに当たっては、需要の代替性を踏まえ、サービス市場及び地理的市場の画定を実施し、一定の独立性・個別性が認められるサービスについては、部分市場として画定しています。 ・ また、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」を平成28年度及び29年度の市場検証に関する重点事項とした上で、固定系通信については、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか等の観点から、分析・検証を行ってきています。 ・ さらに、従来別々のサービスとして提供・利用されてきた電気通信サービス 	<p>無</p>

様なサービスを楽しむよう取り組んでいく考えです。

【日本電信電話株式会社】

近年、情報通信市場においては、利用者は、固定や無線といった通信サービスの区別を意識することなく、コンテンツやアプリケーション、端末等を自由に利用しています。また、通話アプリ等、従来の通信キャリアが提供するネットワークサービスがブロードバンド上のアプリケーションとして実現され、通信キャリアの提供するネットワークサービスは情報通信サービスの触媒として機能しており、ネットワークサービスとアプリケーションサービスの境目が失われつつあります。

このような旧来の市場の枠組みでは捉えられない動きは今後さらに加速し、IoT やビッグデータ、AI 等が具体的なサービスとして広く実用化され、ネットワークサービスはそのようなサービスを支える基盤として取り込まれ、他の産業と結びついていくものと想定しています。

当社としても、上記のような市場環境の変化を踏まえ、これまでの価格競争による顧客の奪い合いからイノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと転換を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていくために、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図ることとし、平成 27 年 2 月より「光コラボレーションモデル」の提供を開始しました。

これにより、従来から電気通信事業を営んできた ISP 事業者、携帯電話事業者及び CATV 事業者はもとより、これまでは電気通信事業を営んでいなかった不動産分野、医療・介護分野、エネルギー分野といった異業種のサービス提供事業者が参入することにより、当社のフレッツ光のみでは提供できなかった、FTTH サービスを活用した新たな融合サービスが登場し、裾野は着実に拡大しております。

上記の認識に基づき、当社は、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（案）」及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）（案）」

に対して、情報通信市場全体を広く俯瞰したうえで、多様なプレイヤーによる新しい価値創造や需要創出を後押しする政策の立案に資する市場検証としていただきたい旨の意見を提出しましたが、今回、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）（案）」（以下、今年度年次計画（案））でも、依然として、固定通信と移動通信を異なる市場として画定したうえで分析を行うこととしているほか、固定通信市場においても、FTTH アクセスサービスを「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の提供形態別に細分化したうえで分析・評価を行うことを前提としており、ダイナミックに変化する市場実態をよりの確に捉えるためには、電気通信市場を細分化した分析を行うのではなく、情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰したうえで利用者の視点に重点をおくべきだと考えます。また、「固定系通信・移動系通信における卸及

について、サービスの高度化、利用者によるニーズの多様化を背景として、サービス間の垣根が低くなっていることから、隣接市場間における相互の影響についても分析を行ってきています。

- ・ 今後も、多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、市場の実相を適切に分析していくために必要な情報を積極的に収集していく考えです。

- ・ 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月）（以下「基本方針」といいます。）においては、変化の激しい電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うことが重要であることから、必要となるデータや分析・検証手法の充実等について、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（以下「市場検証会議」といいます。）から助言を得ることとされており、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 30 年度）（案）」（以下「本計画案」といいます。）においても、電気通信市場の検証に当たっては、市場検証会議からの助言を得て、多面的かつ総合的な検証を行うこととしています。また、基本方針においては、市場環境の変化や利用者視点等を踏まえた分析・検証手法の充実を図ることとしています。

- ・ なお、本計画案では、引き続き市場検証会議からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデ

<p>び接続」については、平成 28 年度、平成 29 年度に引き続き、今年度年次計画（案）においても、「市場検証に関する重点事項」として採り上げられていますが、当初策定された「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」においては 1 年目の重点事項とされていたものであり、本検証の運用に当たっては、過年度の確認事項との重複の考慮等、通信事業者にとって過度な負担とならないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p>当社は、お客様の利用シーンに応じたサービスや料金の多様化に取り組んできたことにより、様々な事業者が業界の垣根を越えてコラボレーションし、イノベーションの促進による価値創造を図っていくことを下支えしてきたところであり、今後ともさらに卸元事業者としてサービス面・支援面・料金面をトータルで充実させることにより新事業や新サービスの創出を目指しお客様利便の向上に努めていく考えです。</p> <p>異業種のイノベーション拡大や新しい産業の萌芽も実感しており、更なるお客様利便の向上にまい進していく考えであることから、御省においても経済成長の実現に向けて政策面等の後支えを是非ともいただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】 【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>ータやその収集の在り方等について検討を行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・なお、経済の活性化、社会的課題の解決や国民生活の利便向上については、新事業や新サービスの創出のみならず、料金の低廉化等によっても推進されるものと考えます。また、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する光回線の卸電気通信役務（サービス卸）は、これに多くの FTTH 事業者が依存している現況も踏まえ、引き続き注視する必要があると考えます。 	
<p>当社は現在、IoT 分野等において、多様なプレイヤーと連携することで、新たなサービス創出に積極的に取り組んでいるところですが、今後も 5G 時代を見据え、様々な形での連携を通じてお客様に更なる価値を提供し続けられるよう取り組んでいく考えです。</p> <p>電気通信事業分野における市場検証にあたっては、情報通信を取り巻く市場全体を広く俯瞰した上で、客観的・中立的な視点から市場の分析・検証等を実施していただくとともに、5G の導入等によるイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出をより一層促進していく観点から、そのために必要な課題解決等に繋げていくための分析・検証をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見 0-2 NTT によるグループ全体としての総合的な事業運営（非電気通信分野含む）の実態を把握した上で、NTT 東西や NTT ドコモと主要な関連会社との連携が電気通信市場にどのような影響を及ぼしているのか、純粋民間企業との間の公正競争を阻害しているのかどうかについて、分析・評価してほしい。</p>	<p>考え方 0-2</p>	
<p>通信自由化から 30 年以上が経過し、電気通信市場を取り巻く環境は大きく変化しました。技術革新と競争原理によって、通信サービスの料金低廉化・多様化・高度化が進展し、利用者の利便も格段に向上しています。</p> <p>電気通信市場におけるプレイヤーは、新規参入と激しい競争による目まぐるしい淘汰・再編を経て現在に至る一方で、電電公社による独占的地位から出発した NTT グル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>ープは、今なお主要な市場におけるドミナント事業者として圧倒的な影響力を保持しています。</p> <p>累次の公正競争ルール整備（接続ルール、NTT ドコモ分離、NTT 再編成等）により、NTT グループのシェアは一定程度低下したものの、NTT ドコモを軸とするグループ内連携強化と実質的な一体化や、NTT グループ自体の拡大（900 を超える関連会社を通じた事業領域拡大）により、再び NTT グループのプレゼンスは高まりつつあります。</p> <p>市場検証を行う上では、政府出資の特殊法人である NTT によるグループ全体としての総合的な事業運営（非電気通信分野含む）の実態を把握した上で、NTT 東・西や NTT ドコモと主要な関連会社との連携が電気通信市場にどのような影響を及ぼしているのか、純粹民間企業との間の公正競争を阻害しているのかどうかについて、分析・評価して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 0-3 第二種指定電気通信設備制度と比較して第一種指定電気通信設備制度に関する政策議論の対応に温度差があり、結果、固定通信市場における競争の促進やユーザ利便の向上について期待される効果が上がっていない。今後は指定電気通信設備制度間で不均衡な結果を生じることのないよう、バランスのよい議論を推進することを要望。</p>	<p>考え方 0-3</p>	
<p>昨今、移動体通信市場においては、MVNO 等のニーズも踏まえ、端末購入補助に関する議論や接続料に関する制度見直し（利潤算定方法の見直しやデータ需要の見直し等）議論が頻繁に行われ、度重なる関連ガイドラインの改正や都度、総務省殿からの指導・要請等も発出されています。</p> <p>一方、固定通信市場においては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者に係る制度について、FTTH ユーザ料金・サービス卸料金の高止まりやメタル接続料の急激な上昇等、様々な制度的課題が顕在化しており、接続事業者からその見直しを求める声が挙がっている状況の中、「接続料の算定に関する研究会」等で議論されたものの、未だ多くの課題が検討継続/注視などのステイタスに留まり、省令改正等には至っていない認識です。</p> <p>以上のことから、第二種指定電気通信設備制度と比較して第一種指定電気通信設備制度に関する政策議論の対応に温度差があることは明らかであり、結果、固定通信市場における競争の促進やユーザ利便の向上について期待される効果が上がっていないものと考えます。</p> <p>したがって、今後はモバイル市場に偏った政策議論でなく、指定電気通信設備制度間で不均衡な結果を生じることのないよう、バランスのよい議論を推進頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に記載のとおり、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策に反映することが重要であると考えます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>

1. 平成 30 年度の市場検証に関する重点事項

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1 グループ内での MNO と MVNO の併存時に生じ得る課題について、今後も市場への影響が懸念されることから、引き続き、重点事項としてその動向を分析・検証してほしい。	考え方 1	
<p>1. 平成 30 年度の市場検証に関する重点事項</p> <p>平成 30 年度の重点事項については、基本方針に示すとおり、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。）の運用状況や電気通信事業分野の市場動向等を勘案するとともに、「電気通信事業分野における市場検証（平成 29 年度）年次レポート」（平成 30 年●月●日）を踏まえ、以下の 3 事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定系通信・移動系通信における卸及び接続 ・ 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響 ・ 消費者保護ルールに関する取組状況 <p><意見></p> <p>平成 30 年度の市場検証に関する重点事項には、平成 29 年度の重点事項であったグループ化の動向が含まれていませんが、例えば、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書（平成 30 年 4 月 27 日）」にて指摘がなされたグループ内の MNO と MVNO の間におけるネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助など、グループ内での MNO と MVNO の併存時に生じ得る課題については、今後も市場への影響が懸念されることから、引き続き、重点事項としてその動向を分析検証していただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>・ 本計画案に記載のとおり、MNO間、MVNO間及びMNOであるMVNOやMNOのサブブランドも含めたMNOとMVNOとの間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか等の観点から検証を行うこととしています。</p>	無

2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2-1 市場検証の対象を隣接市場・非電気通信市場にも拡大した上で、電気通信分野の公正競争に与える影響分析が必要。サービス卸に関する検証は、放送とのセット割も含めた分析とし、隣接市場が各通信市場に及ぼす影響の長期的な検証が必要。また、禁止行為規制緩和の影響を分析するとともに、NTT ドコモによる当該規制の遵守状況等について確認することに賛同。禁止行為規制緩和の影響等の評価は、	考え方 2-1	

<p>一定の取引規模を有する場合は非電気通信事業者との協業・提携等についても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべき。検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件への拡大が必要。</p>		
<p>2. 電気通信市場の分析に関する実施方針 2-1 電気通信市場の分析 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響 改正電気通信事業法においては、移動系通信の競争環境の変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制を緩和したところである。 この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信市場における市場支配的事業者の企業間連携の実態やそれによる影響及び新事業・新サービスの創出事例等について分析を行う。</p> <p>2-2 電気通信市場の最新動向等に関する情報収集・分析 近年、電気通信市場においては、FTTHと移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。 このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するため、引き続き、電気通信市場の最新動向等の把握に努めるとともに、隣接市場における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行う。</p> <p><意見> 【電気通信市場を取り巻く環境変化：隣接市場・非電気通信市場と禁止行為規制】 電気通信市場における技術革新の進展とサービスの多様化・高度化により、通信サービスは様々な目的・形態によって提供・利用されており、提携会社間での複数サービスを対象とするセット割引や、異業種の連携により新たな価値を提供するサービスが現れています。 こうした環境変化を踏まえ、禁止行為規制の影響分析を含めた市場検証の対象を隣接市場・非電気通信市場にも拡大した上で、電気通信分野の公正競争に与える影響を分析する必要があると考えます。</p> <p>○インターネットでの動画サービスの普及、放送の高度化 電気通信市場においては、インターネット上での動画配信サービスの普及、コンテンツの大容量化に伴い、固定系通信・移動系通信いずれにおいても動画視聴に適した通信速度が求められています。とりわけ、家庭でのスマホ・タブレット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度レポート案に記載のとおり、従来別々のサービスとして提供・利用されてきた電気通信サービスについて、サービスの高度化、利用者によるニーズの多様化を背景として、サービス間の垣根が低くなっていることから、隣接市場間における相互の影響についても分析を行ってきています。 ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>

による視聴を目的としてオフロードを含めた固定ブロードバンドの高速化ニーズは年々増大しています。

一方、放送分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、官民一体となって超高精細な4K・8K技術を用いた放送サービスの高度化を推進しており、2018年12月にはBS、CS（110度）において4K・8Kの実用放送（「新4K8K衛星放送」）が開始される予定です。

この新4K8K衛星放送においては、放送波に加え、通信（固定ブロードバンド）による受信（再放送）がその普及に重要な役割を果たすことが期待されており、「放送」はFTTHサービスの選択（競争環境）に大きな影響を及ぼすようになると想定されます。

○NTTグループの放送・映像戦略

こうした状況下、移動通信市場において最大のシェアを持ち、FTTHサービス市場でも急速にシェアを拡大しつつあるNTTドコモは、2018年内に「ひかりTV for docomo」の提供を開始すると発表しています。NTTドコモの「ひかりTV」は、これまでNTTグループとして「ひかりTV」を提供してきたNTTぷららと同様、NTT東・西のボトルネック設備を利用するFTTHサービス及びNGN上で提供するもので、IPマルチキャスト放送と映像コンテンツのパッケージサービスになると想定されます。

「ひかりTV for docomo」の提供開始により、NTTグループにおける「放送」サービスの担い手が実質的にNTTぷららからNTTドコモへと切り替わるものと考えられ、放送・FTTH・モバイルの競争阻害的なセット割を通じて、放送をフックとしたFTTH市場及びモバイル市場へのNTTグループの支配力拡大が懸念されます。更には、CATV・電力系事業者の事業にも影響を及ぼす可能性があります。

【放送を含めた市場検証】

放送の高度化等を契機に、FTTHインフラ上でIPマルチキャストにより基幹放送の同時再送信を唯一提供するNTTグループの市場支配力が一層高まる懸念があることから、NTT東・西の光サービス卸に関する検証については、これまで実施してきた「FTTH」「モバイル」を中心とした分析に加え、「放送」とのセット割も含めた分析とし、隣接市場が各通信市場に及ぼす影響を長期的に検証する必要があると考えます。

【5G/IoT時代の禁止行為規制】

禁止行為規制緩和の影響を分析するとともに、NTTドコモによる当該規制の遵守状況等について確認することに賛同します。遵守状況等について確認するにあたり、特に「ひかりTV for docomo」の提供のためにNTTぷららとの間で行うグル

<p>ープ内取引について重点的に検証する必要があると考えます。</p> <p>一方、5G/IoT 時代においては、様々な分野において産業横断的な提携・協業事業モデルが創出されることが想定されます。NTT グループがこうした提携・協業事業モデルを推進する上では、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモや他のグループ内電気通信事業者だけでなく、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を発揮して、様々なパートナー企業（資本系列外）と産業横断的に取引関係を強化していくものと考えられます。</p> <p>禁止行為規制緩和の影響等を評価する際には、NTT ドコモとグループ内外の電気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者（NTT グループ内／外問わず）との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきと考えます。検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTT ドコモ及び NTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 2-2 引き続き、モバイル市場の競争状況を分析・検証することに賛同。MNO や MVNO のサブブランドを含めた移動系通信の小売市場における競争状況の分析や、IoT/M2M サービスの提供実態の分析は、今後の競争環境の整備に向け有益。</p>	<p>考え方 2-2</p>	
<p>MVNO 市場の健全な発展に向けては、モバイル市場全体の公正競争環境の向上が重要であるところ、引き続き、当該市場の競争状況を分析・検証いただくことについて賛同いたします。</p> <p>また、MVNO や MNO のサブブランドを含めた移動系通信の小売市場における競争状況を分析いただくことや、今後さらなる拡大が見込まれる IoT/M2M サービスの提供実態を分析いただくことは、今後の競争環境の整備に向け有益であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>

2-1 電気通信市場の分析

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-1-1 平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、提供形態別の FTTH の競争状況、FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行うことに賛同。また、FTTH の卸売市場における競争状況や卸電気通信役務の提供実態等について分析を行うことに賛同。サービス卸につい</p>	<p>考え方 2-1-1</p>	

<p>ては、事業者間の公平性や料金水準の適正性が今後も担保されるか継続的かつ徹底的な調査が必要。ボトルネック設備の卸取引に対して、接続ルールと同等のルールを適用することを視野に分析すべき。</p>		
<p>2. 電気通信市場の分析に関する実施方針 2-1 電気通信市場の分析 固定系通信</p> <p>平成 29 年度における分析結果では、FTTH アクセスサービス（以下「FTTH」という。）に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）による光回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）を契機として、MNO や ISP、CATV 事業者をはじめとした様々な分野の事業者が参入するなど、FTTH の小売市場における競争の進展がみられたものの、当該競争の進展が基本となる月額料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、契約数の顕著な増加にはつながっていない。</p> <p>他方で、サービス卸の提供開始以降、様々な分野からの参入により新たなサービスの提供が進んでおり、引き続き、様々な業種との連携による更なるイノベーションの促進が期待されている。</p> <p>こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービス・キャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。</p> <p>さらに、NTT 東西のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態等について分析を行う。</p> <p><意見></p> <p>「平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う」ことに賛同します。また、「NTT 東西のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態等について分析を行う」ことに賛同します。</p> <p>NTT 東・西の FTTH サービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づく取引と異なり、交渉過程も含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性や料金水準の適正性が今後も担保されるかを継続的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。</p> <p>平成 29 年度の年次レポート（案）において、NTT 西日本が、卸料金水準の設定によ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・卸約款等の規制に関する御指摘については、今後の電気通信政策の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>って価格圧搾を行う能力を有しているとされ、NTT 東日本の卸電気通信役務についても同様であるとされました。また、NTT 東日本が卸電気通信役務の提供において販売委託会社に提出していた電話勧誘リストに目的外利用に当たる契約者情報が含まれていたため、必要な措置を講ずるよう行政指導が行われました。このため、平成 30 年度の検証では、ボトルネック設備（第一種指定電気通信設備）の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため接続ルールと同等のルール（約款化等）を適用することを視野に分析すべきと考えます。</p> <p>次世代ネットワークの構築の面では、我が国では 5G/IoT 時代に向けて、継続的に世界最先端の光・モバイルインフラを構築していく必要があります。様々なデバイスが高速・大容量・低遅延で接続される次世代のモバイル・ワイヤレス網を社会的要請に応えるために整備していく上でボトルネックになるのが、基地局へのアクセス光回線となります。このため、政府が出資する特殊法人の管理下で不可欠設備として提供される NTT 東・西の光ファイバの重要性はこれまで以上に増すこととなります。</p> <p>このように光アクセスと次世代モバイル・ワイヤレス網の関係性が強まる中、NTT グループは、卸電気通信役務のグループ内取引を通じて NTT 東・西の FTTH サービスを NTT ドコモが販売する体制に切り替えることにより、ボトルネック設備保有の優位性に由来する顧客基盤を NTT ドコモが引き継ぐ形で支配的事業者同士の実質的な一体化を進めています。持株会社主導による営業体制の見直しや技術開発を通じたグループ一体運営により、通信自由化以降整備されてきた公正競争ルール（ボトルネック設備に対する接続ルール、ドコモの分離、NTT 再編成等）が形骸化し、政府出資の NTT グループが更に強大化しつつあります。</p> <p>今後の情報通信政策の策定に向けた課題を洗い出すためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> - イノベーションを牽引する高度なモバイルネットワークは光ファイバが支えていること、 - 固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあること <p>に重点を置いて市場の実態を検証し、NTT のグループドミナンス（総合的事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点から、分析と評価を慎重に進めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 2-1-2 昨年度に引き続き、提供形態別の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析することに賛同。過度の割引・キャッシュバックやこれらに関する不適切な表示等の分析に当たっては、覆面調査などで実態を正確に把握することが重要。分析・検証の結果、公正競争・利用者利便などの観点で問題がある場合には、早期に制度的措置を講じることを要望。</p>	<p>考え方 2-1-2</p>	

<p>2-1 電気通信市場の分析 <u>固定系通信</u> 平成 29 年度における分析結果では、FTTH アクセスサービス（以下「FTTH」という。）に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）による光回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）を契機として、MNO や ISP、CATV 事業者をはじめとした様々な分野の事業者が参入するなど、FTTH の小売市場における競争の進展がみられたものの、当該競争の進展が基本となる月額料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、契約数の顕著な増加にはつながっていない。</p> <p>（中略）</p> <p>こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービス・キャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。</p> <p>さらに、NTT 東西のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態等について分析を行う。</p> <p><意見></p> <p>昨年度に引き続き、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析することに賛同いたします。</p> <p>なお、過度の割引・キャッシュバックやこれらに関する不適切な表示等の分析にあたっては、水面下で行われている可能性があることから、覆面調査などで実態を正確に把握することが重要であると考えます。分析・検証の結果、公正競争・利用者利便などの観点で問題がある場合には、早期に制度的措置を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-3 昨年度に引き続き、MVNO や MNO のサブブランドも含めた移動系通信の小売市場における競争状況について分析を行う等、今年度の分析内容に賛同。過度の割引・キャッシュバックやこれらに関する不適切な表示等の分析に当たっては、覆面調査などで実態を正確に把握することが重要。分析・検証の結果、公正競争・利用者利便などの観点で問題がある場合には、早期に制度的措置を講じることを要望。</p>	<p>考え方 2-1-3</p>	<p></p>
<p>2-1 電気通信市場の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として 	<p>無</p>

<p><u>移動系通信</u> (略)</p> <p>こうした点を踏まえ、平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、MVNO や MNO のサブブランドも含めた移動系通信の小売市場における競争状況について分析を行うとともに、IoT/M2M 向けサービスの提供実態や MVNO サービスの提供実態等について分析を行う。また、基本となる料金の推移に加え、割引サービスやキャッシュバックの提供状況等について分析を行うとともに、利用者への訴求方法等についても分析を行う。</p> <p>さらに、移動系通信の卸売市場における競争の促進や MVNE の積極的な事業展開は、MVNO サービスの更なる普及促進に資するため、当該卸売市場における競争状況や MVNE サービスの提供実態等についても引き続き分析を行う。</p> <p><意見></p> <p>昨年度に引き続き、MVNO や MNO のサブブランドも含めた移動系通信の小売市場における競争状況について分析を行う等、今年度分析する内容について賛同いたします。</p> <p>なお、過度の割引・キャッシュバックやこれらに関する不適切な表示等の分析にあたっては、水面下で行われている可能性があることから、覆面調査などで実態を正確に把握することが重要であると考えます。分析・検証の結果、公正競争・利用者利便などの観点で問題がある場合には、早期に制度的措置を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>承ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	
<p>意見 2-1-4 禁止行為規制の遵守状況の確認等の市場検証がイノベーションに対する萎縮効果をもたらさないよう配慮し、新事業・新サービスの創出をより一層促進していく観点から、そのために必要な課題解決等に繋げていくための分析・検証をしてほしい。また、不当な優遇が疑われる事例についてヒアリング等を実施するに当たっては、十分な根拠を確認した上で調査項目として取り上げるか否か判断してほしい。</p>	<p>考え方 2-1-4</p>	
<p>2-1 電気通信市場の分析 <u>移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響</u></p> <p>改正電気通信事業法においては、移動系通信の競争環境の変化を踏まえ、様々な業種の企業との連携により新事業・新サービスの創出を促進するため、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁止行為規制を緩和したところである。</p> <p>この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信市場における市場支配的事業者の企業間連携の実態やそれによる影響及び新事業・新サービスの創出事例等について分析を行う。</p> <p><意見></p>	<ul style="list-style-type: none"> 御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 御意見については、電気通信市場の検証を行うために必要な情報を収集する際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>当社は IoT 分野において、遠隔監視や遠隔操作、コミュニケーション用ロボット等の領域における多様なプレイヤーと連携することで、新たなサービス創出に積極的に取り組んでいるところであり、今後も、様々な形での連携を通じてお客様に更なる価値を提供し続けられるよう取り組んでいく考えです。</p> <p>今後も 5G の導入等によるイノベーションを促進し、新事業・新サービス創出を拡大していくためにも、禁止行為規制の遵守状況の確認等の市場検証がイノベーションに対する萎縮効果をもたらさないよう配慮をいただくとともに、新事業・新サービスの創出をより一層促進していく観点から、そのために必要な課題解決等に繋げていくための分析・検証をお願いします。</p> <p>また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関して、当社及び当社の特定関係法人の競争事業者に対し、不当な優遇が疑われる事例についてヒアリング等を行うこととされていますが、その実施にあたっては、総務省において、十分な根拠を確認した上で調査項目として取り上げるか否かのご判断をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見 2-1-5 IoT サービスの定義の具体的な記載を要望。また、現在の各種規制が、IoT サービスに適したものであるか検証し、サービスの進展の妨げになるような制度は適宜見直すことを要望。</p>	<p>考え方 2-1-5</p>	
<p>分析対象として「IoT/M2M 向けサービスの提供実態」が挙げられていますが、各電気通信事業者において IoT サービスの定義がそれぞれ異なる場合があるため、当該分析で意図する IoT サービスの定義を具体的に記載頂くことを要望します。</p> <p>また、今後 IoT の市場拡大が見込まれることから、電気通信事業者に課されている現在の各種規制が、IoT サービスに適したものであるか、検証して頂き、サービスの進展の妨げになるような制度については適宜見直し等を実施頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御要望いただいた調査・確認に係る観点等については、業務の状況等の確認を行う際の参考とさせていただきます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>
<p>意見 2-1-6 NTT ドコモが通信モジュール向けサービスを提供するグループ内の事業者に対して優遇をすることは禁止行為規制の対象外となっており、このことが公正競争に悪影響を与えていないかという観点からも分析・検証してほしい。また、NTT ドコモがサービス卸を利用して提供する FTTH サービスのオプションとして提供している光電話サービス等について、排他的に特定関係法人を優遇していないかという観点からも分析・検証してほしい。</p>	<p>考え方 2-1-6</p>	
<p>2-1 電気通信市場の分析 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響 (略)</p> <p>この改正により、移動系通信の競争環境にどのような変化が生じたかを的確に把握するため、移動系通信市場における市場支配的事業者の企業間連携の実態やそれによ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>る影響及び新事業・新サービスの創出事例等について分析を行う。</p> <p><意見> 移動系通信市場における禁止行為規制が緩和され、NTT ドコモ殿のグループ内の事業者（特定関係法人）が不当な優遇禁止の対象となりましたが、通信モジュール向けサービスを提供している特定関係法人については不当な優遇禁止の対象外となっており、このことが公正競争に悪影響を与えていないかといった観点からも分析・検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p>また、NTT ドコモ殿がNTT 東西殿のサービス卸を利用して提供する FTTH サービスのオプションとして、光電話サービスやテレビサービスを提供されているところ、このオプションサービスの提供に関して、排他的に特定関係法人を優遇した取引等が行われていないかといった観点からも分析・検証を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
---	--	--

2-2 電気通信市場の最新動向等に関する情報収集・分析

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-2-1 電気通信市場の最新動向等の把握に努めるとともに、隣接市場間における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行うことに賛成。また、電気通信市場に閉じた分析・検証を実施し、政策展開に反映することは適切ではなく、例えば、利用に応じて得られるポイント等が移動系通信市場に与える影響を分析・検証すべき。</p>	<p>考え方 2-2-1</p>	
<p>2. 電気通信市場の分析に関する実施方針 2-2 電気通信市場の最新動向等に関する情報収集・分析</p> <p>近年、電気通信市場においては、FTTH と移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。</p> <p>このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するため、引き続き、電気通信市場の最新動向等の把握に努めるとともに、隣接市場間における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行う。</p> <p><意見> ●異業種を含めた分析・検証の必要性について ・電気通信市場の最新動向等の把握に努めるとともに、隣接市場間における相互の影響や異業種間連携サービスの影響について分析を行うことに賛成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>・公正競争の促進と利用者利便の確保のため、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行うことは望ましいと考えます。ただし、急速な ICT の進展に伴い新たなビジネスモデルが次々に登場し、異業種サービスと電気通信サービスの連携が進んでいる昨今、電気通信市場に閉じた分析・検証を実施し、政策展開に反映することは適切ではないと考えます。</p> <p>例えば楽天は 2016 年の国内 EC 市場で第 2 位のシェア（アマゾン 20.2%、楽天 20.1%、ソフトバンク（Yahoo! ショッピング） 8.9%）を有しており、電気通信市場へも無視できない影響力を保持していると考えられます。（「ジェトロ世界貿易投資報告」 2017 年版：2017 年 07 月 31 日発表 https://www.jetro.go.jp/news/releases/2017/7aea93e5ad0dc1c8.html ）</p> <p>現に、楽天モバイルを契約していることにより楽天市場の楽天ポイント付与率が高まるサービス等も提供されており、「電気通信事業分野における市場検証（平成 29 年度）年次レポート（案）」（以下、「年次レポート（案）」）第 1 章第 1 節 1 (3)②によると 2017 年度末時点における SIM カード型 MVNO の契約数シェア 1 位を獲得しているなど、異業種サービスにおける優位性を電気通信市場において行使しているものと考えられます。 https://mobile.rakuten.co.jp/campaign/ichiba/double/?l-id=reasons_pc_campaign_ichiba_double</p> <p>以上から、例えば楽天ポイント等が移動系通信市場に与える影響を分析・検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>		
--	--	--

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 3-1 電気通信事業法第 166 条の規定に基づく報告徴収や業務改善命令が過度に実施されることがないように運用することを要望。</p> <p>報告徴収は電気通信事業法第 166 条の規定にあるとおり「法律の施行に必要な限度」で実施されるものであること、また、業務改善命令は電気通信事業法第 29 条の規定にあるとおり「利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において」実施されるものであることから、法の趣旨に則り、過度に実施されることがないように運用頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>考え方 3-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく権限の行使は、適切に行うこととしています。 ・ 本計画案に記載のとおり、電気通信市場の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする考えです。 	<p>無</p>

3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1-1 NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同。NTT 東日本の情報の目的外利用については、同様の事案が NTT 西日本において発生しえないかということも合わせて確認すべき。</p>	<p>考え方3-1-1</p>	
<p>3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針 3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認(略)</p> <p>こうした点を踏まえ、平成28年度及び平成29年度に引き続き、「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成28年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT 東西及び NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、NTT 東日本に対しては、情報の目的外利用に係る確認を行うに当たり、平成29年度における業務の状況等の確認結果において指摘した事案についてのフォローアップも実施する。</p> <p><意見></p> <p>NTT 東西殿及び NTT 東西殿からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行うことに賛同いたします。</p> <p>なお、NTT 東日本殿の情報の目的外利用については、同様の事案が NTT 西日本殿において発生しえないかということも合わせて確認すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見3-1-2 NTT 東西からサービス卸の提供を受けることなくセット割引等を実施している事業者も確認・評価の対象としてほしい。</p>	<p>考え方3-1-2</p>	
<p>3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認(略)</p> <p>また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO 及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>めるとともに、特に MNO が提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。</p> <p><意見> NTT 東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者の施策について、利用者の選択や競争に与える影響を確認することが示されていますが、昨年度の MNO が提供する FTTH と移動系通信サービスのセット割引等の確認・評価と同様に、NTT 東西からサービス卸の提供を受けることなくセット割引等を実施している KDDI 殿などの競争事業者が対象外とされるのであれば、公平性の観点から問題であると考えます。したがって、固定ブロードバンドの小売市場全体の市場分析の中で、同様の利用者誘引施策等を実施している競争事業者についても、公平に確認・評価の対象としていただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見 3-1-3 確認対象は MNO が提供するサービスの利用者等だけでは不十分であり、全 FTTH 事業者（少なくとも主要な FTTH 事業者）の利用者も対象とすべき。</p>	<p>考え方 3-1-3</p>	
<p>「卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO 及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特に MNO が提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。」とありますが、利用者視点ではサービス卸、自己設置型および接続型はいずれも同列で比較される FTTH サービスであると考えます。</p> <p>したがって、確認対象は MNO が提供するサービスの利用者等だけでは不十分であり、全 FTTH 事業者（少なくとも主要な FTTH 事業者）の利用者も対象とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-1-4 平成 30 年 7 月 6 日付の総務省から NTT 東日本に対する行政指導（光回線サービスの卸売の提供の業務の運営の在り方に関する要請）における事案について、販売委託会社に提出した電話勧誘リストの対象となった卸先事業者数・回線数等について明らかにすべき。</p>	<p>考え方 3-1-4</p>	
<p>3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認 FTTH の契約数における NTT 東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が</p>	<p>・御指摘の点を踏まえ、平成 29 年度レポート案の関係部分について時点修正を</p>	<p>無</p>

<p>急速に高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNOの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、FTTHの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。</p> <p>また、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。</p> <p>こうした点を踏まえ、平成28年度及び平成29年度に引き続き、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成28年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）に基づき、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、NTT東日本に対しては、情報の目的外利用に係る確認を行うに当たり、平成29年度における業務の状況等の確認結果において指摘した事案についてのフォローアップも実施する。</p> <p>また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、MNO及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特にMNOが提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えられない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。</p> <p>【確認対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) NTT東西 (2) 卸先事業者（MNO及び総務省が選定する事業者10） (3) MNOが提供するサービスの利用者等 (4) （必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なFTTH事業者 (5) （必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者 <p>【確認項目】</p> <p><表省略></p> <p><意見></p> <p>平成30年7月6日付で、総務省はNTT東日本に対して行政指導（光回線サービスの卸売の提供の業務の運営の在り方に関する要請）を行い、公表しました。</p> <p>この中で、“引き続き業務の運営を見直すべき事項があると認められる”として、所要の措置を講ずることを求めています。今般発生した事案について、公正競争上の</p>	<p>行いました。</p>	
--	---------------	--

<p>重大な問題がなかったかどうかを明確にするため、以下の点を明らかにすべきと考えます。</p> <p>①全卸先事業者数・回線数のうち、 販売委託会社に提出した電話勧誘リストの対象となった卸先事業者数・回線数</p> <p>②上記①の対象事業者数・回線数のうち、NTTグループ内の卸先事業者数・回線数</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-2-1 二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な運営に当たるものがないか等の確認を行うことに賛同。また、引き続き二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について状況の確認を行うことにも賛同。これらの取組の結果、課題がある場合は、速やかに課題解決に向けた取組を行うことを要望。</p>	<p>考え方3-2-1</p>	
<p>3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針</p> <p>3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認</p> <p>MNOが実質的に二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）を中心とした3グループに収れん、寡占化している状況にあつては、MVNOにもネットワークを持つ二種指定設備設置事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、競争環境を確保することが必要である。</p> <p>この点に関し、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。</p> <p>これに加え、平成28年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について改めて状況の確認を行う。また、平成29年度における業務状況等の確認において事業者の取組を注視するとして事項について状況の確認を行う。</p> <p><意見></p> <p>移動系通信市場は大手MNO3グループに収れん、寡占化しており、またMNOは協調的寡占で得られた莫大な利益を原資として事業活動を展開する中、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行うことに賛同いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>

<p>また、昨年度に引き続き二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について改めて状況の確認を行うことにも賛同いたします。</p> <p>これらの取り組みの結果、課題があると確認される場合には、総務省殿において速やかに課題解決に向けた取り組みを行っていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オブティコム】</p>		
<p>意見 3-2-2 二種指定設備設置事業者における競争上不当な運営の有無を確認することは、MVNO 市場における公正な競争環境を確保するという点から重要。また、二種指定設備設置事業者全社について、NTT ドコモへの確認項目と同等の項目にて業務の状況等を検証することが必要。BWA 事業者への第二種指定電気通信設備制度の適用は、平成 29 年度の確認結果等を踏まえ具体的対応を進めることが望ましい。</p>	<p>考え方 3-2-2</p>	
<p>二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件、またグループ内取引において不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認いただくことは、MVNO 市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも重要であると考えます。</p> <p>また、二種指定設備設置事業者 4 社のうち、現在禁止行為規制の適用対象外となっている KDDI 殿、沖縄セルラー殿、ソフトバンク殿の 3 社に対しても禁止行為規制を適用することが公正競争実現の点で望ましいと考えるところ、二種指定設備設置事業者によるグループ内外の取引の公正性について、MNO 3 グループを対象に確認するに際して、NTT ドコモ殿への確認項目と同等の項目にて、当該 3 社の業務の状況等を検証いただくことが必要と考えます。</p> <p>加えて、平成 28 年度及び平成 29 年度の確認結果をもとに実施された事項や注視するとされた事項についてフォローアップいただくことは、MVNO の円滑な事業運営を担保するうえで引き続き重要な取り組みであります。とりわけ BWA 事業者への第二種指定電気通信設備制度の適用に関しては、平成 29 年度の確認結果等を踏まえ具体的対応を進めていただくことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、本検討を進めていくなかで、課題等が明らかになった場合においては、これまで同様に制度的措置の実施を含め速やかに対処いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>
<p>意見 3-2-3 ネットワークの提供に際して、KDDI から当社に事実上の金銭的補助が行われているかについて検証は不要。当社に特化して経営資源獲得方法の検証まで行うことは、過剰介入であり、却って公正競争を歪めることになる。仮に、MVNO 事業に投入する経営資源の源泉等を検証するのであれば、他事業者がそれぞれ高い市場シェアを持つ各種事業の収益を MVNO 事業へどの程度投入しているか、親会社やグループ会社から MVNO 事業への「事実上の金銭的補助」が行われていないか等につ</p>	<p>考え方 3-2-3</p>	

いても検証し比較検討しなければ、公平な結論は導けない。		
<p>3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認</p> <p>MNO が実質的に第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）を中心とした3グループに取れん、寡占化している状況にあつては、MVNO にもネットワークを持つ二種指定設備設置事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、競争環境を確保することが必要である。</p> <p>この点に関し、二種指定設備設置事業者におけるサービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。</p> <p>これに加え、平成 28 年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、二種指定設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備について改めて状況の確認を行う。また、平成 29 年度における業務状況等の確認において事業者の取組を注視するとして事項について状況の確認を行う。</p> <p>【確認対象】</p> <p>(1) MVNO（総務省が選定する事業者 11）</p> <p>(2) 二種指定設備設置事業者</p> <p>(3) 全国 BWA 事業者</p> <p><意見></p> <p>●二種指定設備設置事業者における各 MVNO への提供条件の公平性検証について</p> <p>二種指定設備設置事業者 KDDI の特定関係法人である弊社が、接続帯域幅の確保において不当な優遇を受けていないことが今回明らかになりました。これに関し、年次レポート（案）には「ネットワークの提供に際して、当該二種指定設備設置事業者から当該関連 MVNO に事実上の金銭的補助が行われていることによって、当該関連 MVNO において契約帯域幅に応じた多額の支払いが可能となっているのかについては十分な検証が行われていないため、今後、検証を進めていくこととしている」とありますが、これ以上の検証は不要であると考えます。</p> <p>公平な提供条件のもと、どのようにして得た経営資源をどの程度 MVNO 事業へ投入するかは、まさに各 MVNO の事業戦略・経営判断です。行政が先入観を持って年次レポート（案）に「事実上の金銭的補助」などと疑いを記載し、弊社に特化して経営資源獲得方法の検証まで行おうとすることは、過剰介入であり、却って公正競争を歪めることになると考えます。</p> <p>前述のとおりこれ以上の検証は不要と考えますが、仮に、MVNO 事業に投入する経営資源の源泉等を検証するのであれば、楽天が EC 事業等から、あるいは NTT グループ、ソフトバンクグループおよび電力系事業者等が、高い市場シェアを持つコンテンツ事業、ISP 事業、FTTH 事業および MNO 向け基地局回線事業等から、それぞれどのように</p>	<p>・「事実上の金銭的補助」については、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書における「グループ内 MNOによりネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助（いわゆる「ミルク補給」）があるが故に上記の多額の支払いが可能となっているのかについては、（中略）必要な検証が行われていない。」「本検証は、現行制度のもとで可能なところから早急に開始すべきである」との提言を受け、総務省において検討を進めていくこととするものです。本件に関する御意見については、検討を進める際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>収益を上げ、それらを MVNO 事業への程度投入しているか、あるいは親会社やグループ会社から MVNO 事業への「事実上の金銭的補助」が行われていないか等についても検証し、比較検討しなければ、公平な結論は導けないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>		
--	--	--

3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 3-3-1 意見 2-1-4 と同様。</p>	<p>考え方 3-3-1</p>	
<p>3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針 3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認 (略)</p> <p>禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、移動系通信における市場支配的事業者によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。</p> <p><意見></p> <p>当社は IoT 分野において、遠隔監視や遠隔操作、コミュニケーション用ロボット等の領域における多様なプレイヤーと連携することで、新たなサービス創出に積極的に取り組んでいるところであり、今後も、様々な形での連携を通じてお客様に更なる価値を提供し続けられるよう取り組んでいく考えです。</p> <p>今後も 5G の導入等によるイノベーションを促進し、新事業・新サービス創出を拡大していくためにも、禁止行為規制の遵守状況の確認等の市場検証がイノベーションに対する萎縮効果をもたらさないよう配慮をいただくとともに、新事業・新サービスの創出をより一層促進していく観点から、そのために必要な課題解決等に繋げていくための分析・検証をお願いします。</p> <p>また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関して、当社及び当社の特定関係法人の競争事業者に対し、不当な優遇が疑われる事例についてヒアリング等を行うこととされていますが、その実施にあたっては、総務省において、十分な根拠を確認した上で調査項目として取り上げるか否かのご判断をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>・ 考え方 2-1-4 のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-3-2 意見 2-1 と同様。</p>	<p>考え方 3-3-2</p>	
<p>3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認 改正電気通信事業法においては、移動系通信における市場支配的事業者に対する禁</p>	<p>・ 考え方 2-1 のとおりです。</p>	<p>無</p>

止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人（電気通信事業者であって総務大臣が指定するもの。以下同じ。）に対する不当な優遇に限定している。

禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、移動系通信における市場支配的事業者によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 上記(1)の特定関係法人
- (3) 上記(1)及び(2)の競争事業者

【確認項目】

<表省略>

<意見>

【電気通信市場を取り巻く環境変化：隣接市場・非電気通信市場と禁止行為規制】

電気通信市場における技術革新の進展とサービスの多様化・高度化により、通信サービスは様々な目的・形態によって提供・利用されており、提携会社間での複数サービスを対象とするセット割引や、異業種の連携により新たな価値を提供するサービスが現れています。

こうした環境変化を踏まえ、禁止行為規制の影響分析を含めた市場検証の対象を隣接市場・非電気通信市場にも拡大した上で、電気通信分野の公正競争に与える影響を分析する必要があると考えます。

○インターネットでの動画サービスの普及、放送の高度化

電気通信市場においては、インターネット上での動画配信サービスの普及、コンテンツの大容量化に伴い、固定系通信・移動系通信いずれにおいても動画視聴に適した通信速度が求められています。とりわけ、家庭でのスマホ・タブレットによる視聴を目的としてオフロードを含めた固定ブロードバンドの高速化ニーズは年々増大しています。

一方、放送分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、官民一体となって超高精細な4K・8K技術を用いた放送サービスの高度化を推進しており、2018年12月にはBS、CS（110度）において4K・8Kの実用放送（「新4K8K衛星放送」）が開始される予定です。

この新4K8K衛星放送においては、放送波に加え、通信（固定ブロードバンド）による受信（再放送）がその普及に重要な役割を果たすことが期待されており、「放送」はFTTHサービスの選択（競争環境）に大きな影響を及ぼすようになると

想定されます。

○NTT グループの放送・映像戦略

こうした状況下、移動通信市場において最大のシェアを持ち、FTTH サービス市場でも急速にシェアを拡大しつつある NTT ドコモは、2018 年内に「ひかり TV for docomo」の提供を開始すると発表しています。NTT ドコモの「ひかり TV」は、これまで NTT グループとして「ひかり TV」を提供してきた NTT ぷららと同様、NTT 東・西のボトルネック設備を利用する FTTH サービス及び NGN 上で提供するもので、IP マルチキャスト放送と映像コンテンツのパッケージサービスになると想定されます。

「ひかり TV for docomo」の提供開始により、NTT グループにおける「放送」サービスの担い手が実質的に NTT ぷららから NTT ドコモへと切り替わるものと考えられ、放送・FTTH・モバイルの競争阻害的なセット割を通じて、放送をフックとした FTTH 市場及びモバイル市場への NTT グループの支配力拡大が懸念されます。更には、CATV・電力系事業者の事業にも影響を及ぼす可能性があります。

【放送を含めた市場検証】

放送の高度化等を契機に、FTTH インフラ上で IP マルチキャストにより基幹放送の同時再送信を唯一提供する NTT グループの市場支配力が一層高まる懸念があることから、NTT 東・西の光サービス卸に関する検証については、これまで実施してきた「FTTH」「モバイル」を中心とした分析に加え、「放送」とのセット割も含めた分析とし、隣接市場が各通信市場に及ぼす影響を長期的に検証する必要があると考えます。

【5G/IoT 時代の禁止行為規制】

禁止行為規制緩和の影響を分析するとともに、NTT ドコモによる当該規制の遵守状況等について確認することに賛同します。遵守状況等について確認するにあたり、特に「ひかり TV for docomo」の提供のために NTT ぷららとの間で行うグループ内取引について重点的に検証する必要があると考えます。

一方、5G/IoT 時代においては、様々な分野において産業横断的な提携・協業事業モデルが創出されることが想定されます。NTT グループがこうした提携・協業事業モデルを推進する上では、禁止行為規制適用事業者である NTT 東・西及び NTT ドコモや他のグループ内電気通信事業者だけでなく、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社との連携を通じた総合的な事業能力を発揮して、様々なパートナー企業（資本系列外）と産業横断的に取引関係を強化していくものと考えられます。

禁止行為規制緩和の影響等を評価する際には、NTT ドコモとグループ内外の電

<p>気通信事業者との取引に加え、一定の取引規模を有するものについては非電気通信事業者（NTT グループ内／外問わず）との協業・提携などについても企業間連携の実態把握や分析の対象とすべきと考えます。検証の結果、当該取引が公正競争に広く影響を及ぼす可能性がある場合には、NTT ドコモ及びNTT 東・西に対する禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
--	--	--

4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

4-1 固定系通信に関する市場の検証

4-1-1 公正競争環境に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-1-1-1 意見2-1-1と同様。	考え方4-1-1-1	
<p>4. 電気通信市場の検証に関する実施方針</p> <p>4-1 固定系通信に関する市場の検証</p> <p>4-1-1 公正競争環境に関する検証</p> <p>FTTHの利用を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、FTTHの小売市場における競争が促進されることにより、料金が低廉化し、多様なサービスが創出されることが重要である。</p> <p>また、NTT東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、FTTHの小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、事業者間取引の適正性・公平性が確保されるとともに、卸売市場においても競争が促進されることが重要である。</p> <p>この点、平成29年度の検証においては、NTT東西のサービス卸を契機とした新規参入事業者の増加を受けて、FTTHの小売市場における競争の進展がみられた一方、当該競争の進展がFTTHの利用者料金の低廉化に反映されるまでには至ってはならず、また、FTTHの利用の顕著な増加にはつながっていないとしたところである。</p> <p>したがって、以下の観点を中心として検証を行う。</p> <p>① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。</p> <p>② 卸売市場の競争の進展により、利用者料金の低廉化につながっているか。</p> <p>③ 多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化を通じ、FTTHの利用</p>	<p>・ 考え方2-1-1のとおりです。</p>	無

が促進されているか。

<意見>

「平成 28 年度及び平成 29 年度に引き続き、提供形態別（「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」）の FTTH の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH の競争状況等や新サービスの提供実態等について分析を行う」ことに賛同します。また、「NTT 東西のシェアが急速に高まっている FTTH の卸売市場に関して、当該卸売市場における競争状況や NTT 東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態等について分析を行う」ことに賛同します。

NTT 東・西の FTTH サービス卸の提供条件が不透明であるため、認可接続約款に基づく取引と異なり、交渉過程も含めてボトルネック独占性に起因する優越的地位の濫用が行われ易いことから、事業者間の公平性や料金水準の適正性が今後も担保されるかを継続的かつ徹底的に調査する必要があると考えます。

平成 29 年度の年次レポート（案）において、NTT 西日本が、卸料金水準の設定によって価格圧搾を行う能力を有しているとされ、NTT 東日本の卸電気通信役務についても同様であるとされました。また、NTT 東日本が卸電気通信役務の提供において販売委託会社に提出していた電話勧誘リストに目的外利用に当たる契約者情報が含まれていたため、必要な措置を講ずるよう行政指導が行われました。このため、平成 30 年度の検証では、ボトルネック設備（第一種指定電気通信設備）の卸取引に対して、透明性・公平性・適正性を担保するため接続ルールと同等のルール（約款化等）を適用することを視野に分析すべきと考えます。

次世代ネットワークの構築の面では、我が国では 5G/IoT 時代に向けて、継続的に世界最先端の光・モバイルインフラを構築していく必要があります。様々なデバイスが高速・大容量・低遅延で接続される次世代のモバイル・ワイヤレス網を社会的要請に応えるために整備していく上でボトルネックになるのが、基地局へのアクセス光回線となります。このため、政府が出資する特殊法人の管理下で不可欠設備として提供される NTT 東・西の光ファイバの重要性はこれまで以上に増すこととなります。

このように光アクセスと次世代モバイル・ワイヤレス網の関係性が強まる中、NTT グループは、卸電気通信役務のグループ内取引を通じて NTT 東・西の FTTH サービスを NTT ドコモが販売する体制に切り替えることにより、ボトルネック設備保有の優位性に由来する顧客基盤を NTT ドコモが引き継ぐ形で支配的事業者同士の実質的な一体化を進めています。持株会社主導による営業体制の見直しや技術開発を通じたグループ一体運営により、通信自由化以降整備されてきた公正競争ルール（ボトルネック設備に対する接続ルール、ドコモの分離、NTT 再編成等）が形骸化し、政府出資の NTT グループが更に強大化しつつあります。

今後の情報通信政策の策定に向けた課題を洗い出すためには、

- イノベーションを牽引する高度なモバイルネットワークは光ファイバが支えて

<p>いること、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 固定系・移動系両市場でそれぞれ支配的事業者である NTT 東・西と NTT ドコモが相互に重複・連携する形で更に支配力を強めつつあること <p>に重点を置いて市場の実態を検証し、NTT のグループドミナンス（総合的事業能力）が情報通信市場の健全な育成に支障を及ぼしていないかという観点から、分析と評価を慎重に進めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 4-1-1-2 提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外の間の公正競争の確保という観点で検証していくことに賛同。大手携帯電話事業者が NTT 東西のサービス卸を活用することの影響の検証を更に進めることを要望。また、利用者利便に関する検証では、FTTH の需要の伸びが鈍化する反面、トラヒックは急増する傾向が今後も継続すると予想されることや、このような状況下で料金の低廉化のみに着目することは、サービスレベルの維持・向上を阻害する等、結果として利用者利便を損なうおそれがあることを十分留意して検討することが重要。</p>	<p>考え方 4-1-1-2</p>	
<p>4-1-1 公正競争環境に関する検証 ～略～</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。 ② 卸売市場の競争の進展により、利用者料金の低廉化につながっているか。 ③ 多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化を通じ、FTTH の利用が促進されているか。 <p><意見></p> <p>「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争の確保という観点で検証していくことに賛同します。特に、本検証にあたっては、大手携帯電話事業者が NTT 東西のサービス卸を活用することの影響について更に検証を進めていただくよう要望します。</p> <p>また、利用者利便に関する検証では、以下の点を十分ご留意いただいた上、検討していくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH の需要の伸びが鈍化する反面、トラヒックは急増しており、今後も同様の傾向が継続すると予想されること ・ このような状況下で料金の低廉化のみに着目することは、サービスレベルの維持・向上を阻害する等、結果として利用者利便を損なうおそれがあること <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 本計画案に記載のとおり、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認することとし、特にMNOが提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換ええない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行うこととしています。 ・ 御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

<p>意見4-1-1-3 サービス卸ガイドラインの遵守状況等に関するモニタリングを継続することが必要。引き続き、NTT東西の接続料金・卸料金・利用者料金については重点的に分析の上、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか十分に検証するとともに、卸約款等による規制の導入による透明性の確保及び卸料金の水準の適正性についても検討することを要望。</p>	<p>考え方4-1-1-3</p>	
<p>電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート（案）（以下、「平成29年度年次レポート案」という。）でも述べられているとおり、移動系通信においては、MVNOを含めた市場の競争が進展し、料金・サービスの多様化、低廉化についても一定の進展が見られたものの、固定系通信については、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という。）のサービス卸が中心となり、料金・サービスの多様化、低廉化やFTTHの利用の顕著な増加は見られません。</p> <p>また、「サービス卸」は第一種指定電気通信設備を利用し、第一種指定電気通信設備を設置しているNTT東西殿が提供するサービスにもかかわらず、その卸料金は透明性を欠いており、第一種指定電気通信設備制度が機能しにくい市場環境になりつつあります。この点については、平成29年度年次レポート案でも述べられているとおり、FTTHの小売市場においてはNTT東西殿のサービス卸の卸先事業者のシェアが3割を超え、増加傾向であることから、小売市場における公正な競争の土台となる卸売市場における公正な取引の確保が引き続き重要であるため、サービス卸ガイドラインの遵守状況等に関するモニタリングを継続する必要があると考えます。</p> <p>このため、引き続き、NTT東西殿の接続料金・卸料金・利用者料金については重点的に分析の上、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか十分に検証するとともに、卸約款等による規制の導入による透明性の確保、および卸料金の水準の適正性についても検討頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案において、平成28年度及び29年度に引き続き、「NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認」することとしています。また、「公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか」について検証を行うこととしています。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・卸約款等の規制に関するご指摘については、今後の電気通信政策の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>
<p>意見4-1-1-4 「FTTHを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTHの利用者料金の低廉化が促進されているか」という記載は、単にFTTHサービスの料金だけに注目した料金低廉化が政策目的とも捉えかねない。適正な料金水準による利用者の負担は、固定系通信事業者が安定して設備投資をする貴重な原資であり、適切な競争環境の下、一層のインフラ基盤整備の進展と経営基盤の安定性の両立を図っていくことこそが、今後も多様で健全な公正競争環境を生み出し、利用者利便性の更なる向上に繋がる。</p>	<p>考え方4-1-1-4</p>	
<p>近年、動画視聴のサービスの多様化や視聴そのものの増加、家庭内でのスマートフォンからのデータオフロードが一般化してきていることに伴い、固定通信事業者のインターネットトラフィックは急増しており、設備増強のための投資やインターネットバックボーン回線コストの増加を招いています。これは弊社のようなケーブル事業者に限ったことではなく、固定回線でインターネットを提供する通信事業者に共通した状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	<p>無</p>

況であり、各社にとって大きな経営課題になってきていると認識しています。

また、放送事業者による放送の同時再送信の開始についても議論がなされており、4K等の高精細映像のコンテンツの増加等により、今後、トラフィックが爆発的に増加する可能性があるとも考えています。

また、弊社を含め各固定系の通信事業者においては、アクセス網の高度化等を進めております。

従来は超高速インターネットに区分された 30Mbps のサービスはもはや超高速とは言い難く、1 Gbps 等のインターネットサービスの提供も行われています。しかしながら、こうした速度の向上やトラフィック対応のための投資コストを利用者料金に転嫁することは、現下の厳しい競争環境下では難しいのが実情となっています。

このことは、総務省による「電気通信事業分野における市場検証（平成 29 年度）レポート（案）」の参考 5 に「サービス提供にあたっての課題」として、「既存の FTTH 市場での商品売価を踏まえた場合、サービス卸の料金が高く、価格に対する設定自由度、競争範囲が狭くなっている結果、収益も低く、FTTH 単独での事業性を見出しにくい。さらに、トラフィックの増加に伴う事業コストが増加しており、これを吸収するべく卸料金の値下げが望まれる。市場価格が概ねファミリータイプで 5,000 円前後（ISP 料金含む）という状況で、卸料金額も加味すると、値下げも値上げも厳しく、サービス価格の差別化は図りにくい状況。（後略）」等、サービス卸を利用されている事業者様等においても同様の状況であることがうかがえます。

FTTH の料金については、総務省の「平成 27 年度 電気通信サービスに係る内外格差に関する調査（平成 28 年 6 月）」において、主要国際都市の FTTH 月額料金（モデル料金）の比較がなされていますが、ニューヨークより廉価であり、欧州パリ、ロンドン等とほぼ同水準（集合住宅向けではかなり廉価）となっているほか、1 Mbps 当たりの料金で比較すれば東京の集合住宅向け料金は欧米の 3 分の 1 以下の水準と、我が国の固定インターネットのサービスレベルは高く、サービス内容を鑑みれば、それに対し料金はむしろ低水準であることが示されています。

このようななか、平成 30 年度年次計画（案）の固定系通信に関する市場の検証（p8～）において、利用者利便に関する検証の観点に「FTTH を提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH の利用者料金の低廉化が促進されているか」という記載がありますが、これだけを見れば単に FTTH サービスの料金だけに注目した料金低廉化が政策目的とも捉えかねません。

上述の通り、サービスの高度化やトラフィック増への対応等、料金増として利用者へ転嫁することなくサービスの継続向上に努めており、利用者の受ける利便性は確実に向上していると考えます。

また、今後の 5G サービスの提供や ICT インフラの高度化による Society 5.0 社会に向け、携帯基地局向けのバックボーン回線の提供や、家庭内でのデータオフロード等、弊社を含めた固定系通信事業者の役割はますます重要になると考えています。

<p>適正な料金水準による利用者の負担は、こうした固定系通信事業者が安定して設備投資をする貴重な原資であり、適切な競争環境のもと一層のインフラ基盤整備の進展と経営基盤の安定性の両立を図っていくことこそが、今後も多様で健全な公正競争環境を生み出し、利用者利便性の更なる向上につながるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
---	--	--

4-1-2 利用者利便に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-1-2-1 意見4-1-1-2と同様。	考え方4-1-2-1	
<p>4. 電気通信市場の検証に関する実施方針</p> <p>4-1 固定系通信に関する市場の検証</p> <p>4-1-2 利用者利便に関する検証</p> <p>～略～</p> <p>① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。</p> <p>② FTTHを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTHの利用者料金の低廉化が促進されているか。</p> <p>③ FTTHの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。</p> <p><意見></p> <p>「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間での公正競争やグループ内とグループ外の間での公正競争の確保という観点で検証していくことに賛同します。特に、本検証にあたっては、大手携帯電話事業者がNTT東西のサービス卸を活用することの影響について更に検証を進めていただくよう要望します。</p> <p>また、利用者利便に関する検証では、以下の点を十分ご留意いただいた上、検討していくことが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTHの需要の伸びが鈍化する反面、トラヒックは急増しており、今後も同様の傾向が継続すると予想されること ・このような状況下で料金の低廉化のみに着目することは、サービスレベルの維持・向上を阻害する等、結果して利用者利便を損なうおそれがあること <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>・考え方4-1-1-2のとおりです。</p>	<p>無</p>

4-2 移動系通信に関する市場の検証

4-2-1 公正競争環境に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-2-1-1 引き続き、モバイル市場の競争状況を分析・検証することに賛同。MNO やMVNO のサブブランドを含めた移動系通信の小売市場における競争状況の分析や、IoT/M2M サービスの提供実態の分析は、今後の競争環境の整備に向け有益。</p>	<p>考え方4-2-1-1</p>	
<p>MVNO 市場の健全な発展に向けては、モバイル市場全体の公正競争環境の向上が重要であるところ、引き続き、当該市場の競争状況を分析・検証いただくことについて賛同いたします。</p> <p>また、MVNO やMNO のサブブランドを含めた移動系通信の小売市場における競争状況を分析いただくことや、今後さらなる拡大が見込まれる IoT/M2M サービスの提供実態を分析いただくことは、今後の競争環境の整備に向け有益であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>
<p>意見4-2-1-2 MNO のサブブランドも含めたMNO とMVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保されているか等の幅広い観点で検証を行うことに賛同。課題がある場合は早期に制度的対応がなされることを要望。</p>	<p>考え方4-2-1-2</p>	
<p>4. 電気通信市場の検証に関する実施方針 4-2 移動系通信に関する市場の検証 4-2-1 公正競争環境に関する検証 ～略～</p> <p>① MNO 間、MVNO 間及びMNO であるMVNO やMNO のサブブランドも含めたMNO とMVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。</p> <p>② MNO 間で料金・サービスを中心とした競争が進展し、料金・サービスの差別化が図られているか。</p> <p>③ 卸売市場における競争の促進やMVNE の積極的な事業展開により、MVNO サービスの普及が促進しているか。</p> <p><意見> MNO のサブブランドも含めたMNO とMVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保されているか等の幅広い観点で検証を行っていくことに賛同します。課題がある場合は早期に制度的対応がなされることを要望します。</p> <p>また、利用者のスイッチングコストに着目した検証が行われることについても、利用者利便の観点から望ましいことであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・ 市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 	<p>無</p>

【株式会社ケイ・オプティコム】		
意見 4-2-1-3 NTT グループの MVNO であるインターネットイニシアティブ及び NTT コミュニケーションズと NTT ドコモとの関係も対象として検証することが必要。また、ソフトバンクと LINE モバイルの関係についても、検証の対象に加えることが必要。	考え方 4-2-1-3	
<p>4-2-1 公正競争環境に関する検証</p> <p>① MNO 間、MVNO 間及び MNO である MVNO や MNO のサブブランドも含めた MNO と MVNO との間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保され、多様なニーズに対応した料金・サービスの展開や料金低廉化の取組が促進されているか。</p> <p><意見> NTT グループの MVNO であるインターネットイニシアティブおよび NTT コミュニケーションズと NTT ドコモとの関係も対象として検証する必要があると考えます。 インターネットイニシアティブおよび NTT コミュニケーションズを検証対象から除外することは不自然であり、市場分析の結果を歪めることになるため、不適切であると考えます。 また、ソフトバンクと LINE モバイルの関係についても、検証の対象に加える必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 	無
【UQ コミュニケーションズ株式会社】		
意見 4-2-1-4 MNO の料金プランの多様化や MVNO の台頭等により競争が進展し、より一層公正競争環境の整備が進むものと考えられるところ、新たな制度設計・改変に当たっては、過度な規制とならないよう留意することを強く要望。	考え方 4-2-1-4	
<p>移動系通信に関する市場においては、平成 29 年度年次レポート案にも記載されているとおり、MNO の料金プランの多様化や MVNO の台頭等、競争が進展している状況です。</p> <p>また、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会において「モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について（指導）」並びに「モバイル通信市場の公正競争促進に向けた検討等について（要請）」が既に総務省殿より発出されており、より一層公正競争環境の整備が進むものと考えます。したがって、今後、モバイル市場の料金・サービスについては、利用者のニーズや各社の戦略（集中する領域・分野等）等を踏まえた上、市場において各事業者が創意工夫を行っていくことを基本とし、新たな制度設計・改変にあたっては、過度な規制とならないよう留意頂くことを強く要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・なお、制度変更に当たっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいります。 	無
【ソフトバンク株式会社】		

4-2-2 利用者利便に関する検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-2-2-1 意見4-2-1-2と同様。	考え方4-2-2-1	
<p>4. 電気通信市場の検証に関する実施方針 4-2 移動系通信に関する市場の検証 4-2-2 利用者利便に関する検証 ～略～</p> <p>① ライトユーザ・ヘビーユーザ・長期利用ユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。</p> <p>② MNOの料金・サービスの差別化やMVNO・MVNEの普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大し、また、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができてきているか。</p> <p>③ SIMロック解除の進展や期間拘束・自動更新付契約の見直し、MVNO及びそのサービス内容に対する認知度・理解度の向上等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。</p> <p><意見> MNOのサブブランドも含めたMNOとMVNOとの間の公正競争やグループ内とグループ外との間の公正競争が確保されているか等の幅広い観点で検証を行っていくことに賛同します。課題がある場合は早期に制度的対応がなされることを要望します。 また、利用者のスイッチングコストに着目した検証が行われることについても、利用者利便の観点から望ましいことであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>・ 考え方4-2-1-2のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-2-2-2 ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等について、ユーザの認知率や利用率の増加が見られることから、利用者の選択の幅は拡大し利用者利便も増大しているところ、過度な規制とならないよう留意することを強く要望。</p>	<p>考え方4-2-2-2</p>	
<p>ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等については、平成29年度年次レポート案でも言及されているように、ユーザの認知率や利用率の増加がみられることから、利用者の選択の幅は拡大し、利用者利便も増大している認識です。</p> <p>過剰規制による市場介入は、却って、サービスの多様化を阻害させ、複雑性を生じさせる等の副作用を産む懸念もあることから、今後も各事業者が市場の中で創意工夫を行っていくことを基本とし、過度な規制とならないよう留意頂くことを強く要望します。</p>	<p>・ 市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。</p> <p>・ なお、制度変更に当たっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいります。</p>	<p>無</p>

【ソフトバンク株式会社】		
<p>意見 4-2-2-3 中古端末の SIM ロック解除が義務化されることは過度な規制であり、当面、今後の中古端末市場の環境等を注視することとし、SIM ロック解除に関する追加的ルールは留保すべき。</p>	考え方 4-2-2-3	
<p>SIM ロック解除においては、平成 29 年度年次レポート案においても「SIM ロック解除の利用件数は、平成 28 年度以降大きく増加しており、平成 29 年度においては毎四半期平均 1.5 倍増加している。」と記載されている通り、増加傾向にあります。また、利用者アンケートの「【図表IV-12】 移動系通信における中古端末の流通に関する認知度・利用意向」にて「今後も利用したいとは思わない」といった意見が約 8 割となっていることが記載されています。</p> <p>このような状況にも関わらず、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」が改定され、中古端末の SIM ロック解除が義務化されることは過度な規制であり、当面、今後の中古端末市場の環境等を注視することとし、SIM ロック解除に関する追加的ルールは留保されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施を確保するため、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正を行いました。</p> <p>・ この改正は、中古端末を購入した第三者が当該端末の利用を不当に制限されないようにする必要があることや、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書において、「解約時の（SIMロック）解除件数は非常に少ない状況である」と評価されたこと等を踏まえて行ったものであり、時宜を得た改正と考えます。</p> <p>・ なお、御指摘のアンケート結果によると、約 2 割の方が中古端末を「既に利用したことがある」又は「今後利用したい」と回答しており、それにもかかわらず、利用したいとは思わないと答えた方がいたことをもって中古端末のSIMロック解除が必要ないとは言えないのではないかと考えます。</p> <p>・ また、市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。</p> <p>・ なお、制度変更に当たっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続によって行ってまいります。</p>	無

4-3 改正電気通信事業法施行3年経過後の総合的な検証

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-3-1 MVNO市場の健全な発展に向け、包括的かつ網羅的に検証を行うことに賛同。	考え方4-3-1	
<p>MVNO市場の健全な発展に向けては、モバイル市場全体の公正競争環境の向上が重要であるところ、包括的かつ網羅的に検証いただくことに賛同します。</p> <p>本検証の結果、公正競争環境の確保や利用者利便の観点から、課題等が明らかになった場合においては、制度的措置の実施を含め速やかに対処いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・なお、電気通信分野における今後の政策の在り方について、改正電気通信事業法の施行状況の検証も含めて包括的に検討を行うため、本年8月23日に開催された情報通信審議会の総会において、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について諮問を行いました。 	無
意見4-3-2 総合的な検証を行うことに賛同。光回線の卸売サービスについて、大手携帯電話事業者による固定系通信市場の支配が顕在化しつつあるところ、重点的に検証することを要望。	考え方4-3-2	
<p>4. 電気通信市場の検証に関する実施方針</p> <p>4-3 改正電気通信事業法施行3年経過後の総合的な検証</p> <p>改正電気通信事業法において、施行後3年経過時の検討条項が規定されていることから、改正電気通信事業法の施行状況に関して、平成28年度及び平成29年度における検証結果並びに上記4-1及び4-2の検証結果を踏まえ、総合的な検証を行う。</p> <p>また、当該検証結果も踏まえ、基本方針に定める検証期間が終了した後の電気通信事業分野における市場検証プロセスの在り方等についても検討を行うこととする。</p> <p><意見></p> <p>改正電気通信事業法の施行状況に関して、平成28年度及び平成29年度における検証結果並びに上記4-1及び4-2の検証結果を踏まえ、総合的な検証を行うことに賛同いたします。</p> <p>なお、改正電気通信事業法では、電気通信事業の公正な競争の促進を目的として「光</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案に対する賛同の御意見として承ります。 ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 ・市場検証の結果、課題が明らかとなった場合は、政策への反映を適時適切に実施してまいります。 ・本計画案では、FTTH小売市場における公正競争の確保が重要であるとした上 	無

<p>回線の卸売サービス等に関する制度整備」がなされていますが、現状を鑑みると当初から懸念されていた「大手携帯電話事業者による固定系通信市場の支配」がまさに顕在化しつつあると考えます。この点については、本取り組みの中で重点的に検証していただくことを要望します。</p> <p>また、改正電気通信事業法では、携帯電話網の接続ルールの充実も図られたところ、例えば公正取引委員会殿の「(平成 30 年 6 月 28 日)携帯電話市場の競争政策上の課題について (平成 30 年度調査)」の提言などを参考にす等、幅広く検証が進められるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>で、MNOが提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えられない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、電気通信分野における今後の政策の在り方について、改正電気通信事業法の施行状況の検証も含めて包括的に検討を行うため、本年 8 月 23 日に開催された情報通信審議会の総会において、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について諮問を行いました。 	
<p>意見 4-3-3 NTT 東西の FTTH 光卸サービスに対する規律の必要性、NTT 東西及び NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性、NTT 持株会社体制での一体運営に対する分析について総合的な検証と評価を行ってほしい。</p>	<p>考え方 4-3-3</p>	
<p>4-3 改正電気通信事業法施行 3 年経過後の総合的な検証</p> <p>改正電気通信事業法において、施行後 3 年経過時の検討条項が規定されていることから、改正電気通信事業法の施行状況に関して、平成 28 年度及び平成 29 年度における検証結果並びに上記 4-1 及び 4-2 の検証結果を踏まえ、総合的な検証を行う。</p> <p>また、当該検証結果も踏まえ、基本方針に定める検証期間が終了した後の電気通信事業分野における市場検証プロセスの在り方等についても検討を行うこととする。</p> <p><意見></p> <p>平成 28 年度及び平成 29 年度における検証及び今後実施する平成 30 年度の検証を通じて明確になる懸念事項及び新たな課題を踏まえ、次回の法改正に向けて以下の点について総合的な検証と評価を行って頂きたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT 東・西の FTTH 光卸サービスに対する規律の必要性 価格圧搾に対する懸念、契約者情報の目的外利用に関する運用上の懸念、取引条件の不透明性に対する懸念等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に対する規律と同等の規律が FTTH 光卸サービスに適用されないことで問題が生じていないか 2. NTT 東・西及び NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用範囲の妥当性 5G/IoT 時代における禁止行為規制事業者 (NTT 東・西及び NTT ドコモ) の提携・協業が産業横断的に拡大し、900 社を超える非電気通信事業領域の関連会社を通 	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。 ・なお、電気通信分野における今後の政策の在り方について、改正電気通信事業法の施行状況の検証も含めて包括的に検討を行うため、本年 8 月 23 日に開催された情報通信審議会の総会において、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について諮問を行いました。 	<p>無</p>

<p>じた総合的なグループ連携が強化されると想定されることを踏まえ、禁止行為規制の適用範囲を非電気通信分野の取引条件に拡大しないことで問題が生じていないか</p> <p>3. NTT 持株会社体制での一体運営に対する分析 NTT グループが、卸電気通信役務のグループ内取引を通じて NTT 東・西の FTTH サービスを NTT ドコモが販売する体制に切り替えることにより、ボトルネック設備保有の優位性に由来する顧客基盤を NTT ドコモが引き継ぐ形で支配的事業者同士の実質的な一体化を進めていることで、公正競争上の問題が生じていないか</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 4-3-4 現状のシェアの分析に留まらず、総合的な市場支配力に着目した検証を行うことを要望。</p>	<p>考え方 4-3-4</p>	
<p>平成 29 年度年次レポート案においても、NTT グループの存在感が顕著に大きいと分析されているものの、市場支配力の行使状況等の検証は行われていない認識です。</p> <p>NTT グループは、元国営の独占企業であり、いまだその市場支配力は強大であること、また、近年におけるバックオフィス部門の業務集約によるグループ一体経営やサービス卸等による ICT 基盤の独占化、NTT 東西殿における利用部門と競争事業者の取り扱いの差異など、これまでの市場支配力に着目したドミナント規制の趣旨に反する「潜脱的行為」が常態化しつつある懸念も存在することから、今回の総合的な検証において、平成 29 年度年次レポート案のような現状のシェアの分析に留まらず、総合的な市場支配力に着目した検証を行って頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 御提案いただいた検証の観点については、検証を行う際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

5. 情報の収集

5-1 需要（利用者）側に関する情報の収集

（該当意見なし。）

5-2 供給（事業者）側に関する情報の収集

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 5-2-1 意見 2-2-1 と同様。</p>	<p>考え方 5-2-1</p>	
<p>5. 情報の収集 5-2 供給（事業者）側に関する情報の収集 (2) 収集する情報</p>	<p>・ 考え方 2-2-1 のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報に加え、可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接サービスに関する情報についても、必要に応じ、情報を収集する。</p> <p><意見> P.3>に対する意見「●異業種を含めた分析・検証の必要性について」に同じです。</p> <p style="text-align: right;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>		
<p>意見5-2-2 「当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引、および最終利用者と媒介等業務受託者との取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。」と修文してほしい。</p>	<p>考え方5-2-2</p>	
<p>(意見) 原案を以下のとおり修文する。</p> <p><原案> 収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報に加え、可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、・・・ ↓ <修正案> 収集する情報は、最終利用者向けサービスに関する情報に加え、可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引「、および最終利用者と媒介等業務受託者との取引」についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、・・・</p> <p>(理由) 第8回電気通信市場検証会議において、構成員から、ガイドラインの抜け穴を突くキャッシュバックが一部横行していると見られる現状を踏まえると、電気通信事業法の改正を行い、総務省が媒介等業務受託者に対し直接指導等を行うことが可能となるような端末販売に対する規律を導入すべき旨の意見があったことを踏まえ、その実態把握を進めるため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	<p>・御指摘の「最終利用者と媒介等業務受託者との取引」に関する情報については、本計画案「(2)収集する情報」において収集する情報の対象としている「最終利用者向けサービスに関する情報」に含まれます。</p>	<p>無</p>
<p>意見5-2-3 アンケート調査を最小限とするとともに、非公表情報については提出が困難である点に留意してほしい。</p>	<p>考え方5-2-3</p>	

<p>事業者から総務省殿へ報告する事項については、度重なる報告規則の改正や任意の要請によりその項目数が年々増加の一途をたどっており、事業者の負荷が極めて高い状況になっています。したがって、本検証に向けたアンケート調査についても、最小限として頂くとともに、対外的に非公表の情報については提出が困難である点に留意頂きたいと考えます。</p> <p>なお、MVNOに関する情報の収集についてはMNOに求めるのではなく、MVNOから直接聴取頂くことを要望します。</p> <p>また、「(3)情報の扱い」において「収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする」と記載されているとおり、事業者から収集する情報やデータについては営業秘密等が含まれる場合があることから、情報を公開するか否かの判断に当たっては、都度事業者に公開可否の確認を実施頂き、公開する場合は事業者の同意を前提として頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの透明性を確保することが重要である一方、分析・検証の基礎となる情報については営業秘密が含まれる場合があるという観点を踏まえ、適切に対応してまいります。 なお、本計画案では、引き続き市場検証会議からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行うこととしているとともに、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとしています。 	<p>無</p>
--	--	----------

6. 実施スケジュール

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見6-1 アンケートやヒアリングの実施に当たっては、業務の繁忙期を避けるよう配慮することを要望。</p>	<p>考え方6-1</p>	
<p>電気通信事業者へのアンケートやヒアリングの実施に当たっては、事前に実施スケジュールの調整を行う等、業務の繁忙期を避ける配慮を頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御意見については、電気通信市場の検証を行うために必要な情報を収集する際の参考とさせていただきます。 なお、本計画案に記載のとおり、電気通信市場の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする考えです。 	<p>無</p>